

【大綱 1、村井知事の政治姿勢について】

1)核兵器禁止条約について

現在世界には 13,000 発もの核兵器があり、核戦争になれば世界は破滅します。「核抑止力論」という考え方は、いざという時には核兵器を使用し、広島・長崎のような非人道的惨禍を前提とする暴論です。21 日からオーストリア・ウィーンで開催されている核兵器禁止条約第 1 回締約国会議には、NATO 加盟国のドイツ、ノルウェー、オランダ、ベルギーの 4 力国もオブザーバー参加したのに、唯一の戦争被爆国日本が参加していない事が世界から批判されています。各国の発言では、ロシア・プーチン大統領のような核兵器の先制使用を国家の基本戦略に据え、自国民の犠牲も世界の破滅も躊躇わず、核兵器使用を公言し、世界を脅しつける為政者が現れた今、「核抑止力論」が、いかに非・現実的で、破綻した考え方なのか、改めて明らかとなった事が口々に語られます。核兵器の使用を本気で食い止め、人類全体・地球全体の安全を本気で追求するならば、世界中から 1 発残らず核兵器を無くしていく「核兵器禁止条約」を前に進める事こそ最も現実的な道です。

- ①唯一の戦争被爆国日本は、核兵器禁止条約締約国会議や NPT 再検討会議など国際会議の場で、実際に核が使用された際に起こり得る影響やリスク、核兵器の非人道性、環境への影響、損害について自らの体験と知見を積極的に発信していく使命があるはずです。知事はどのようにお考えでしょうか？
- ②この必要性を、広島出身の岸田首相に対し全国知事会国民運動本部長の村井知事から繰り返し強く働きかけて下さい。③日本が核兵器禁止条約にすみやかに批准するよう求める署名に、村井知事自身が署名して下さい。3 点併せてお答え下さい。

2) 女川原発再稼働について

- ①プーチン大統領は、稼働中のザポリージャ原発の敷地内を攻撃。またチョルノービリ原発の使用済み核燃料プールに通じる外部電源も攻撃し、こちらは実際に冷却が停止しました。山口原子力防災大臣は、5 月 13 日の閣議後会見で、原発への武力攻撃に対する防衛について「ミサイルが飛んできてそれを防げる原発は世界に 1 基もない」と明言。多重防御で原発の事故は防げるとの言説が絵空事だったと、担当大臣自身がようやく認め、原発の安全が担保できていない事が明らかになりました。村井知事はこれら背景を踏まえ、再検証するべく、政府と東北電力に対し、再稼働の判断を一旦中止するため「安全確保に関する協定」12 条の「事前了解」を撤回するべきではありませんか？伺います。
- ②この度、女川原発で、昨年 2 月・3 月・5 月の地震で 3 回にわたり、燃料プール上に設置しっ放しだった仮設足場から 89 個の部品等が落下した事。また、昨年 7 月に、2 号機建屋内に不適切な配管敷設によって硫化水素が漏れ出て、協力企業作業員が体調不良を起こしたことなどのトラブルについて、県の担当者が立ち入り調査を行い、東北電力に対し危機意識の欠如を指摘。「管理の見直し」など 3 点の対策を求めました。これまでも炉心のヒビ割れや原子炉内部への部品落下事故など、安全上やテロ対策としての建屋管理上、重大な事態を繰り返している東北電力は、原子力発電事業者として核防御を司る危機意識が乏しく、資格が全く無いと言わざるを得ません。宮城県は、「安全確保に関する協定」10 条の「立ち入り調査」を課題の解決がはかられるまで、何度でも行う必要があるのではありませんか？伺います。

③宮城県が5月10日に公表した最大級の津波浸水想定で、女川原発の重大事故時の広域避難計画を策定した30Km圏7市町のうち、女川、石巻、東松島、南三陸の4市町の避難経路が津波浸水域に入り計画見直しの対応が迫られています。総務企画委員会で日本共産党の天下県議が「複合災害時の避難計画を改めて早急につくるべきだ」と質した際、担当課長が「検討する」と答弁しました。いつまでにどのような観点で整備するのかお示し下さい。

④原子力災害における避難行動の第一関門である避難退域時検査場所が稼働するためには、県職員を含む最低限の要員が、検査機器、資機材、安定ヨウ素剤を持参し、避難者より前に検査場所に到着していなければなりません。そもそも検査開始までにどれ位の時間が掛かるのか？これは避難計画の基本・根幹部分に関わります。今後の訓練などで改善を図って行けば良いと言うような簡単な問題ではありません。①東北電力職員600人と県職員320人全員が退域時検査場所8カ所の配置につくまでどれくらいの時間がかかるのか？の試算結果と②要員の派遣日数、途中交替の有無、何交代制か、宿泊施設や食料確保の有無をお示し下さい。③また、8箇所其々の統括責任者、安定ヨウ素剤配布責任者、職員の被ばく管理責任者の役職名について其々お示し下さい。

3)ALPS 処理水の海洋放出について

①原子力規制委員会が5月18日、ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等に係る「審査書案」について了承しました。その事に対し知事は「海洋放出以外の処分方法の検討」と「新たな風評被害が発生する事のないよう実効性のある対策を求めると述べていますが、「海洋放出するな」という事と「海洋放出前提」の風評被害対策が並び、矛盾した内容です。知事は、結局どうしたいとお考えなのか？伺います。

②知事は6月16日、復興大臣と県庁内で会談し、政府に対し「海洋放出以外の処分方法を再考するよう」求めたところ「すでに決まったことで再考は難しい」と言われたそうですが、知事、ここで引き下がったりしないですよ？伺います。知事には地方自治のトップとして、県及び関係市町村、各議会、水産業界等による「オール宮城」体制を早急に構築していただき、「ALPS処理水海洋放出断固反対」を政府・東電に対し繰り返し働きかけて頂きたいと考えます。2点合わせてお答え下さい。

③「処理水連携会議」の主要な議題として「海洋放出以外の処分方法の検討」自体を、連携会議の場に専門家も複数呼んで、真っ正面から議論すべきです。いかがですか？

④政府や東京電力は海洋放出について「風評被害対策をしっかりと行う」「被害があれば賠償する」と繰り返し言明していますが、原発事故以降、県が行う賠償請求に対する賠償実績は、昨年秋までの「風評対策分」はたったの5.3%。「人件費」や「損害への対応」にいたってはいずれも0%。加害者・東電の言い分は「事故との相当因果関係を確認する事ができない」との事です。ADRはいまだに、2011年、2012年の2年分しか成立していません。今でも東京電力に「風評被害」を認めさせ、具体的な賠償をさせるのにこんなに苦労しているのに、何をどのように求めたら、「新たな風評被害が発生する事のないよう実効性のある対策」が実現できるとお考えなのか？伺います。

【大綱 2、4 病院統合・合築について】

3月29日、仙台市の地域医療懇話会が取りまとめた宮城県に対する追加意見書に対して村井知事は4月4日「既に県の持ち得る情報・データから説明できることは全部説明したので、改めて仙台市・富谷市・名取市それぞれに対して、何かを説明するということは今のところ考えておりません」と述べました。ところが、仙台市からの疑問・意見は無視する一方、名取市長によると、4月の段階で、水面下で「候補地案を複数示すように」と、宮城県側から働きかけられていた事が名取市議会の場で明らかになりました。5月27日には、名取市長・富谷市長が建設候補地を村井知事に提案。知事はこれに対し、「非常に良い、最適な場所だと思っている」「一つの大きなたたき台ができた」と高く評価しました。赤間次彦仙台市議会議長は「この時期に両市が県にアクションを起こすのは、(移転の)結論ありきとしか思えない。議論を急げば良いという話ではない」と批判しています。

- ①業者に委託中の検討データの調査分析について、「成果物」の提示は委託契約期間の年度末になるとする一方、いわゆる5者（日本赤十字社、独立行政法人労働者健康安全機構、宮城県立病院機構、東北大学、宮城県）この5者には、調査の進捗に応じて随時、提供され、「基本合意」に向けて活用がはかれるとの事です。県議会及び、当該病院の職員と患者さん、医療関係者、地域住民、そして仙台市に対しても、5者にデータを提供する同じタイミングで随時公開と説明を、その都度行う事を求めます。お答え下さい。
- ②宮城県は、救急医療に関して今回の再編により、仙台市はもとより仙台医療圏全体の救急搬送時間短縮が期待できると主張していますが、それを裏付ける具体的な根拠は示されていません。一方、仙台市内2病院が移転すれば仙台市の救急医療体制の負荷が増加する可能性は、繰り返し指摘されているところです。各消防本部の搬送実施状況や、三次救急医療機関等への市内搬送状況など、救急医療の現場の実態を十分に踏まえたうえで、調査・検討を進めるべきです。お答え下さい。
- ③宮城県は、精神医療に関して、移転合築により、精神科救急の強化として全県からのアクセスの利便性の向上と、身体症状を伴う患者への対応強化を図るとしています。しかしとりわけ県南の精神科救急の要である県立精神医療センターが富谷市に移動する事になれば、県の南と北の精神科救急のバランスが一気に崩れると考えます。知事はどのようにお考えなのでしょうか？
- ④長年かけて醸成されてきた地域との信頼関係や連携を無視し、パズルのように県立精神医療センターの遠隔地への移転・合築の切り貼りを、上から勝手に決めていく乱暴さは目に余ります。**平成25年から準備を重ねてきた、がんセンターの敷地を西側に拡張し、そこに精神医療センターを配置しようとしていた元々の計画に戻すべきです。**地権者が代替わりをしたという情報が議会で明らかになったわけですから、用地交渉を再開すべきではありませんか？伺います

【大綱3、森林乱開発事業を規制できる条例にすべき】

気候変動危機打開のためには、「異質の危険」のある原発とCO₂排出が甚大な石炭火力を一刻も早くゼロにする決断をし、省エネと再エネを大きく普及することが喫緊の課題です。山梨県知事は「再生可能エネルギーの普及は、環境とエネルギーの両立のためにやるものだ」と理解しているが、木を切り倒して作る太陽光発電（再エネ事業）は矛盾しないか？という思いを強くした」と語り、昨年7月、全国一厳しい規制条例設置、今年3月に改正し、県土の8割を占める森林全域を規制区域とし、新設・既設を問わず、全施設に維持管理計画書や定期点検報告書提出の義務付けの他、発電をやめた時にはパネルの廃棄を確認するため、事業廃止届け出も義務付けました。ところが、

- ①このたびの「宮城県・太陽光発電施設の設置等に関する条例（案）」は、住民の意見を尊重する規定を盛り込んだことには賛意を示しますが、結局は、森林伐採を規制する視点を著しく欠いており、県民の期待を大きく裏切る内容となっています。まずは山梨県並に、規制対象を10Kw以上とし、10Kw以下も「野立て禁止」、新設・既設問わず、設置から維持管理、廃棄まで網をかけ、違反が疑われれば立ち入り調査や改善命令を行い、従わない場合は事業者名の公表や過料を科し、その上、他法令遵守違反があれば経産省に通告する事を明記した条例が、宮城県でも切実に求められています。抜本的な修正を求めますが、いかがですか？
- ②ここ2、3年の間に開発の主流がメガソーラーから大規模風力発電に移行しています。奥羽山脈に7事業、合計約180基の巨大風力発電群が林立する計画、蔵王・御釜のすぐ脇には関西電力がわざわざ1基200基×23基の巨大風力群の建設予定を含め、県内で現在アセス審査中の風力発電施設は15事業所330基にのぼります。今回の宮城県の条例に風力発電を含めることについては、知事も記者会見で条例改正の可能性を含みを持たせた発言をしていますが、太陽光に限らず、大規模風力も工事用道路などでの大規模な森林伐採がありますので、規制が緊急に必要です。知事、規制条例に盛り込む指示をお示し下さい。いかがですか。
- ③丸森町耕野のメガソーラーは中止を求めます。事業者は刑法違反の贈賄事件まで起こし、国はFIT認定の取消を視野に検討に入っています。事業者は知事の押印のある林地開発許可書と4者協議の協定書を免罪符、「錦の御旗」として事業を推進する計画です。県の開発ゴーサインだけが事業推進の根拠になっています。知事の責任で事業者に開発を止めるよう勧告すべきと考えますが、いかがですか。
- ④本来の地域主導で地元の経済にも寄与する持続可能な再エネを普及する事と、その事の最大の妨げとなる森林の大規模乱開発をしっかりと規制する両輪を握って離さずに、総合的な見地から県の政策を推進する部署の設置が不可欠です。宮城県の現状は再生可能エネルギーの推進や環境影響評価など、関連施策を所掌する部署が分かればタテワリとなっており、問題です。いかがですか？

【大綱 4、大川小学校震災遺構について】

5月3日、映画『『生きる』～大川小学校津波裁判を闘った人たち～』の完成試写会と、クラウドファンディングの返礼として現地語り部会が行われ、大内も参加して参りました。この度この映画は、文部科学省によって、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用される事を目的とし、教育映像等審査規程に基づいて「選定」されました。

- ①まず求めたいのは、宮城県と宮城県教育委員会として、この映画を名義後援する事はもちろん、教育関係者のみならず、あらゆる組織の事前防災に本気で魂を入れていく媒体として、広く深く普及する先頭に立ち、名実共に推薦して頂きたいという事です。ご遺族に語り部のご協力を仰ぐ姿勢の強化も併せて求め、具体化と、知事・教育長の意気込みについて伺います。
- ②広島原爆ドームは核兵器の非人道性を世界中と後世に伝え続ける遺構として補修を重ねて存在しています。同じように大川小学校は、学校防災のみならず事前防災体制整備の歴史的重要性を世界と後世に伝え続ける意義を持つと考えます。位置付けについていかがお考えですか？
- ③広島では寄付金を募り、資料館観覧料なども活用し、原爆ドーム保存事業基金を創設して、平成4年から3年に1回、9度の健全度調査、と約5億円かけて5回の保存工事を実施しています。ところが大川小震災遺構は「存置（ぞんち）保存」といって、お金も手間もかけず、朽ち果てるに任せられています。子ども達1人ひとりの名前が入った紙のシール。今はまだ建物内に入れる校舎、今にも崩れ落ちそうな渡り廊下、校歌「未来を拓く」が描かれた壁画。それらこそが、命の重みを実感できるものとして遺していきたいのに、11年が経過し、無惨な姿に歯止めがかかりません。大川小震災遺構の健全な保存の在り方を、宮城県が音頭を取り、広島に習い、石巻市と連携し、校舎等の建造物の保存に関する専門家を交えた委員会等、しかるべき機関を設置し、朽廃（きゅうはい）を防止するために必要かつ適切な保存策を講じて頂きたいと思っております。知事のご英断を求めます。お答えください。

【大綱 5、人口減少社会における「子育ての村井」について】

- ①厚生労働省が6月3日に発表した合計特殊出生率で、宮城県は1.15と、東京都に次いで全国2番目に低い数字となりました。一方、9年連続人口増・収入増、合計特殊出生率1.70となった兵庫県明石市の市長は、参議院に参考人招致された際、「長らく日本は少子化の加速や、経済の停滞と言われておりますが、その原因のひとつは、私たちの社会が子どもに冷たすぎるのではないかと切りだし、明石市独自の『5つの無料化』『すべて所得制限なし』。「すべての子どもを等しく」対応する事を紹介。例えば医療費については18歳まで完全無料、市外の病院も無料、薬代も無料。2021年度からは小中一貫校は全学年30人学級を実現。保育料は二人目以降、完全無料。「(所得制限などの)セコイ要件は出しません。」とおっしゃいます。他にも、子どもを社会全体で応援しよう！とやさしく強い施策が次々に並びます。明石市と真逆の道を走る宮城県は、明石市の姿勢に学び、実践するべきではありませんか？伺います。

②明石市では、泉市長が就任する前に比べて年間 126 億円だった予算を、今は 258 億円。文字通り市独自で倍増しましたが、村井知事の知事選挙公約の目玉だった「次世代育成・応援基金」は、20 億円の基金から毎年 2 億円程度しか取り崩さない予算組です。あまりにも額・スケールが小さすぎます。まずは子ども医療費助成拡大・所得制限撤廃や国保の子ども均等割軽減、少人数学級等への県助成の底上げ、母子父子寡婦医療費助成の拡大・完全現物給付、第 1 子からの小学校・中学校入学準備金補助に着手するのが「子育ての村井」にとって、真っ当な道ではありませんか？伺います。

③全県 33 の市町村が今年 10 月には子ども医療費の 18 歳までの無料化と所得制限の撤廃を実現する事になりました。県内人口の約半分を占める仙台市も来年 4 月～所得制限の撤廃をします。宮城県の支援基準を就学前の段階から 1 歳分ずつでも引き上げる事、所得制限分の半分は宮城県が持ち、市町村支援の底上げと負担軽減に宮城県の役割が求められています。ご決断頂きたいのですが、いかがですか？

④いま、食料品や燃料費の高騰で保護者及び市町村の負担が急増しています。憲法第 26 条、教育基本法第 5 条 4 項、学校教育法第 6 条で、それぞれ義務教育の無償を定めています。しかし実際には、教材費、制服、体操着、学用品、給食費、修学旅行積立金などを家庭が負担しており、中でも 2018 年度学校給食実施状況調査では全国平均で小学校が年間 47, 773 円、中学校が 54, 351 円と給食費が最も多くなっています。県内では小中学校完全無償化は 3 自治体、一部無償化・補助は 8 自治体です。宮城県として市町村負担の 1/2 を補助することで、全市町村の無償化を実現し、子ども達の心身を育む大切な食をしっかりと支援する事が「社会全体で支える宮城の子ども子育て」なのではないでしょうか？伺います。

⑤「生理の貧困」は、元々存在していた女性差別をまた一つ浮き彫りにしました。誰もが使うトイレトーパーと同じように生理用品は、女性にとって必需品なのに、公教育の場では長年、保健室からの貸し出し。この度議会で議論となり、ようやく給付に至りました。しかし相変わらず未だに保健室まで受け取りに行くパターンです。県内普通高等学校の生徒数が規模的に中間の学校を県教委に調査頂いたところ、年間のトイレトーパー費用は 17 万円でした。それに比べれば生理用品を配備するのに必要な財政は 1 校あたり + 数万円程度です。各学校の管理費を増額し、最低でも県立学校はもとより県の公共施設には生理用品を女性トイレや多目的トイレの、個室か洗面所に配置すべきです。いかがですか？

⑥第 3 期県立高校将来構想で定められた 4~8 学級の適正規模を割る学校が生まれはじめました。この流れは今後加速します。県教委は今回の対象 2 校について「募集停止は前提ではない」と繰り返し答弁していますが、「原則として募集停止」の文言が第 3 期県立学校将来構想第 1 次実施計画に明記されている以上、募集停止を回避できる担保はありません。①まずは「募集停止」の文言は第 2 次実施計画から削除すべきです。②さらに、1 学級の定数を少人数でも可能とし、県独自の教員定数を確保し、小規模校としても地域と連携しながら存続できる方向こそ第 2 期実行計画に明記すべきです。2 点併せてお答え下さい。

再質問【1、1)核兵器禁止条約】

- ①知事自らの姿勢を内外に示すためにも7月17日（日）10時30分～行われる宮城県原爆死没者追悼平和祈念式典への知事自身のご参列下さい。いかがですか？

【5】人口減少社会における「子育ての村井」について

- ①生理用品のトイレ個室か手洗い場への設置について、せめてモデル校の設置を、教育長、ご検討頂けないですか？

【2）女川原発再稼働について】

- ①そもそも東北電力から退域時検査場所に配置される予定・600人分の名簿や同意書は、宮城県に提出されているのですか？
- ②県職員320名分の名簿と事前同意書は当然あるのですよね？危険手当についての説明も施されていますか？
- ③基本的な準備ができていないのに、2024年の再稼働なんて当然無理ですよね？

【3）ALPS 処理水の海洋放出について】

- ①これまでの経緯・経過を踏まえると、私は政府・東電を全く信用できません。知事は「より具体的、効果的な風評対策を国と東京電力に求めていく」とおっしゃいますが、具体的・効果的な風評被害対策とは、一体どういう事を指しているのですか？具体的にお答え下さい。
- ②海洋放出を許せば、全国トップクラスの水産県宮城のブランド力は地の底に失墜すると、水産業者の皆さんがおっしゃっていました。知事はブランド力、保てるとお考えですか？
- ③原発事故以降、不漁やコロナ、燃料費高騰など何重にも苦労が重なっている現場の実態を伺って参りました。このうえさらに処理水の海洋放出が加わったら、現場の皆さんは、宮城の水産は壊滅すると何度もおっしゃっていました。知事は、この危機感を共有していますか？

【4 病院統合・合築について】

- ①昨日、高橋宗也議員への答弁で富谷に想定している新病院は脳卒中センター、高度な循環器内科治療、質の高い救急医療体制と言い、名取に想定している新病院は総合周産期母子医療センター機能を維持・強化という事をおっしゃっていましたが、こういった話は、昨日初めて出されたものです。「何も決まっていない」と言いながら、既成事実だけはどんどん積み上げていく。あまりに乱暴です。当該病院の職員と患者さん、医療関係者、地域住民、そして仙台市を無視、置いてきぼりです。こういうやり方は、本来、行ってはいけないではありませんか？
- ②宮城県の姿勢は当事者無視が甚だしく大きな問題です。こういうやり方そのものが県民的に大きな批判となっているのです。引き続き追求していきます。

【3】森林乱開発事業を規制できる条例にすべき

- ① 林地開発許可が取り消しをされる要件をお尋ねします。事業者側が虚偽申請をしていた事が発覚した場合などが当てはまると伺っていますが、間違いありませんね。
- ② 丸森耕野のメガソーラー事業者は、刑法違反の贈賄事件まで起こし、罰金刑も確定しています。経産省はFIT認定の取消を視野に検討に入っています。虚偽申請よりもタチが悪いと思いますが、林地開発許可の取り消し要件に入っていないからなどと、逃げていて良いのですか？知事？
- ③ 事業区域を二つに分け、アセス逃れをしていたけど、事業の一带性が国会で散々取り上げられ、アセス適用になった途端、片方の事業をトカゲの尻尾切りのように林地開発申請を取り下げた事業者です。しかしこの事業者は、アセスの対象になっているままのハズです。配慮書提出から差し戻しさせるべきではありませんか？経産省に問い合わせせてみて下さい。
- ④ せめて林地開発の許可を一旦取り消し、再調査するべきです。贈賄事件ですよ。当然ですよ。
- ⑤ 結局、これだけ大問題になった贈賄事件で罰金刑まで確定している反社会的な事業者も野放しにしているのが村井県政という事です。
- ⑥ 平成28年の改正FIT法で定められた「他法令遵守違反事業はFIT認定を取り消すという」要件を、しっかり担保するためには、宮城県が市町と連携して、他法令遵守違反があった時には速やかに経産省に通知する仕組みが不可欠です。窓口をつくるべきではありませんか？
- ⑦ 一番肝心の「設置規制区域」が宮城県の場合は、~~地すべり防止区域 (0.14%) 急傾斜地崩壊危険区域 (0.07%) 土砂災害特別警戒区域 (0.33%) 砂防指定地 (1%)、重複もあるので、結局、実際の規制区域は1%程度です。~~これにもともと禁止区域となる保安林や国定公園などを含めても、規制対象区域は県土のわずか10%。逆に県土の90%への設置導入に、宮城県がお墨付を与えることとなります。実際、これまで林地開発許可を出してきた99カ所のうち、今回の条例案の「規制区域」を適用した場合に、規制の網の目にかかるのは、たった3箇所というお粗末さです。規制対象区域は、せめて山梨県と同等レベルにし、県土の約6割の森林を守るべきです。いかがですか？
- ⑧ 「既存施設」については、事業概要の提出と、維持管理計画についてのHP上の公表は求めますが、県の指導責任が曖昧なため、結局、問題のある事業者であっても事実上、野放しになってしまうのではないかと思います。既存施設についても山梨県条例並にすべきです。いかがですか？